

## 2月定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月25日（火）午前10時～10時22分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室  
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一  
職務代理 上田 直樹  
委員 江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、  
村田 信男、磯部 恵子、河村 守浩、  
関谷 利彦、原野 英雄、野村 文雄、富永 茂巳、  
阿部 利男、岡田 保子、壹岐 浩二、・・・（15人）
4. 欠席委員 内山 信行、正司 浩幸、大草 知子（3人）
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について  
議案第4号 非農地証明について  
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の審査について  
議案第6号 地域計画策定に伴う意見について  
  
第3 報告事項  
報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について  
報告第2号 農地等の利用状況報告書（一般法人用）について

6. 事務局 藤原局長、石川局長補佐、高瀬係長

**議 長：** 定刻となりましたので、2月の定例総会を開会します。  
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。  
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は15人です。  
欠席は3名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。  
なお、村田委員からは事前に10分程度遅れる旨の連絡がありました。  
本日の議事は、議案第1号から第6号までの付議事項24件及び報告事項2件となります。  
本日の議事日程ですが、議案第6号について宇部市農業振興課から担当者の出席がありますことから、最初に議案第6号から御審議をお願いします。  
以上で報告を終わります。

**議 長：** 本日の委員18人中15人出席ですので、総会は成立しています。  
本日の議事録署名委員については私から指名します。  
厚南地区の縄田委員、厚東地区の河村委員をお願いします。  
なお、書記については、事務局職員に対応させます。  
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

**議 長 :** それでは、これより議事に入ります。  
ただ今、事務局から報告がありましたとおり、議案第6号、地域計画策定に伴う意見について上程します。事務局、説明をお願いします。

**事 務 局 :** 議案書は別紙となります。本件について、事前質問はありませんでした。内容については、議案書に記載のとおりです。地域計画を定める場合、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、農業委員会の意見を聴くものとされていることによるものです。  
具体的な内容の説明は、宇部市農業振興課にお願いしたいと思います。  
以上です。

**議 長 :** それでは、補足の説明等、発言を許可しますので、農業振興課からお願いします。初めに職名と氏名を述べてから、説明をお願いします。

(村田委員入室) 10:08

**農業振興課 :** 宇部市農業振興課 主幹の富田宜孝です。宜しくお願いします。

令和5年4月1日、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行し、国内全ての市町村で地域計画の策定が義務付けされ、策定期限は令和6年度中(令和7年3月31日)とされています。

地域計画の作成や担い手への位置づけ、目標地図への掲載等が国の補助事業の取組みの要件となっています。

地域計画には「地域計画の区域」「区域における将来の在り方」「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」を記載しています。また、農業を担う者の農地を示した目標地図を添付しています。

なお、宇部市では、小野、二俣瀬、厚東・厚南、東岐波、西岐波、吉部、万倉、船木の8地区で地域計画(案)を作成しました。なお、地域計画は都市計画用途地域を除く地域での作成とされていますので、ほぼ全域が都市計画用途地域で農振農用地区域の該当がない旧市地区は作成していません。

地域計画の作成にあたり、農業委員会事務局、県美祢農林水産事務所、山口県農業協同組合営農センター、山口県農林振興公社の担当者で構成されたチーム会議を随時開催しました。

また、認定農業者や新規就農者等担い手に対して、計画内に担い手として位置づけしてよいかどうか、経営規模は拡大か縮小かなどの意向調査を実施したところでは、

それらを踏まえ、地区ごとに農業委員、農地利用最適化推進委員、土地改良区理事長、JA総代会地区代表、認定農業者、認定新規就農者、農業参入法人等で構成された地域計画策定検討会を各地区2回開催し、多くのご意見を頂いたうえで地域計画(案)を作成したところです。

本日の議案資料は全部で40ページあり、小野から始まっています。地区ごとに両面4ページの地域計画(案)とカラーの目標地図1枚が付いています。

現在、農業経営基盤強化促進法に基づき農業委員会をはじめ J A 山口県宇部統括本部、山口県農林振興公社、土地改良区に対して意見聴取を行っています。

今後、同法に基づき地域計画（案）の公告縦覧を踏まえ、3月31日付けで計画を策定する予定としています。

なお、令和7年度以降、各年度において最低1回は計画の見直しを行う予定です。

議案第6号の説明については以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

**議 長：** ありがとうございます。後継者は各地区いらっしゃいますか。

農業振興課： なかなかいらっしゃらないです。特に南部の方は厳しいです。以上です。

**議 長：** 本件について、質問や意見等ございますか。

（質問、意見なし）

**議 長：** では採決に入ります。議案第6号の地域計画策定に伴う意見について、意見なしで承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議 長：** 全員賛成でございますので、議案第6号の地域計画策定に伴う意見については、当委員会としては意見なしとします。農業振興課の冨田さん、ありがとうございました。以上で議案第6号の審議は終わりますので退室をお願いします。

農業振興課： ありがとうございました。

（農業振興課退出） 10：15

**議 長：** 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの旧市地区の議案、46番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

**議 長：** 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

**議 長：** 旧市地区よろしいですか。

江本委員： はい。問題ありません。

**議 長：** 採決に入ります。旧市地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議 長：** 全員賛成ですので、46番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページの小野地区の議案、47番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、本件に関連して報告第1号があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

**議 長：** 小野地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 小野地区よろしいですか。

野村委員： はい。問題ありません。

採決に入ります。小野地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、47番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は5ページ、7ページの楠地区の議案、48番、49番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

**議 長：** 楠地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 楠地区よろしいですか。

阿部委員： はい。問題ありません。

**議 長：** 採決に入ります。楠地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、48番、49番は、許可します。  
次に、議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は9ページの西岐波地区の議案、13番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長：** 西岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 西岐波地区よろしいですか。

村田委員： はい。問題ありません。

**議 長：** 採決に入ります。西岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、13番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は11ページの旧市地区の議案、14番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長：** 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 旧市地区よろしいですか。

江本委員： はい。問題ありません。

**議 長：** 採決に入ります。旧市地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、14番は、許可します。  
次に、議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は13ページの東岐波地区の議案、139番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長：** 東岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 東岐波地区よろしいですか。

**議 長：** 東岐波地区は問題ありません。

**議 長：** 採決に入ります。東岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、139番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は15ページから22ページの西岐波地区の議案、140番から143番まで4件あります。4件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、141番、142番は転用目的が太陽光発電設備となっておりますが、自治会長および近隣地権者からの了承を得ており、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

**議 長：** 西岐波地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 西岐波地区よろしいですか。

村田委員： はい。問題ありません。

**議 長：** 採決に入ります。西岐波地区の4件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、140番から143番までは、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は23ページから28ページまでの旧市地区の議案、144番から146番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長：** 旧市地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 旧市地区よろしいですか。

江本委員： はい。

**議 長：** 採決に入ります。旧市地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、144番から146番までは、許可します。  
次に、議案第4号、非農地証明申請について、一括して上程します。  
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は29ページから44ページの議案、75番から82番までの8件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の審査について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は45ページから54ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。東岐波、西岐波、厚南、厚東、二俣瀬、万倉、吉部の委員さん、よろしいでしょうか。

(該当地区委員異議なし)

議長： 分かりました。それでは採決します。本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。付議事項は終わりました。次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は2件あります。順に説明いたします。報告第1号、議案書は55ページ、56ページです。農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。先に説明しました議案第1号3条申請の47番に関連する報告です。

報告第2号、議案書は57ページから65ページまでです。市内に事業所を有する一般法人から農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しです。

以上です。

議長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。

事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程について連絡)

議 長： すべての議事が終わりました。  
これを持ちまして、2月定例総会を閉会します。

(終了時間 10 : 27)